

投票方式で行われた令和 2 年度総会（令和 3 年 5 月 3 日開票）における「賛否投票用紙」に記載された意見書に対する執行部回答

○ 意見書 【緑地事業課による藤巻町南部地域の居住世帯に「市民が期待し楽しめる森」のねらいと期待の説明会を執行部より要請していただきたい】

執行部としては、緑地整備課によって行われている【藤巻区域における「オアシスの森づくり事業】の準備進展状況にもよるが、藤巻町住民の期待する「藤巻の森」すなわち「住民生活と自然が共生するまち・森」がどのように組み込まれるか等について、関係者の間で一通りの理解と協力して取り組む体制の見通しがつき、緑地事業課が説明できる内容が整理できた時点で説明会開催を要請したい。（それまでは自治会としては関係部局との住民勉強会・検討会形式で意見交換を続ける）できるかぎり令和 3 年度末～令和 4 年度前半（令和 4 年 1 月～9 月ごろ）に緑地事業課による説明会を要請できるように努力したい。

執行部としては 藤巻における「オアシスの森づくり事業」は、今回の「投票方式による自治会総会」第 3 議案として承認された令和 3 年度活動方針（計画）に記載されたスケジュールに沿って関係諸機関と協議を進めていくが、そのなかで、このような説明会開催も当然考慮している。ただし関係者間の協議に支障をきたさないで無理なく開催できる時機を見極めて開催を要請することになる。

なお、あらためてこの見解書の最後に【補足事項】として執行部が把握している現段階の進捗状況と今回の総会第 3 議案で提案している「オアシスの森づくり事業」に対するにあたっての行政機関等外部との関係についての執行部の考え方（議案の説明のなかでスケジュールも含めて記載されてはいるが）を記載しておく。

この第 3 議案は、今回の投票方式総会の投票によって、下記のように自治会全体 さらに南部区域（借地対応区域）のみに限っても 90%以上の賛成票をもって承認されており、執行部としては、このような活動の趣旨、進め方は、南部区域住民も含めた藤巻町の総意と確信している。

第 3 議案 令和 3 年度の活動方針 の議決結果（自治会加入世帯は、回覧不要を含め 164）

投票総数 156（投票率 95%強）のうち 承認 150 否認 5 無効 1 という圧倒的多数で承認を得た（このうち 借地事業対象区域とされる主な区域 3 組 14 組 15 組 のみを集計しても（投票率 100%）承認 27 否認 3 と圧倒的多数で承認を受けている。）

藤巻町全住民（南部区域住民を含む）に対しても「オアシスの森づくり事業」や借地対応区域の今後の対応等 についての一般的な説明は平成 31 年 2 月の建昌寺における市による「（通称）第 2 次整備プログラム説明会」令和 2 年 9 月の行政関係各課も参加した自治会主催勉強会 同年 10 月の行政による「オアシスの森説明会」で行政も一通りの説明をしており、また現時点で緑地事業課はそれ以上説明する内容を持っていない。（現行住宅地等は、2038 年度以降一世間ではさらに数十年先ともいわれているが一に公園事業に着手されるまでは、居住関係・取引等は制度的には現行通りとされている）

また「オアシスの森づくり」は、既に 20 年近い歴史を持っていて、相生山、いたか緑地、さらには 東山公園うるおいの森（天白溪湿地）等で進められているが、今までの「オアシスの森」はそのごく近隣の居住者とは関係なく、いわば一般市民や自然・公園愛好家などの緑地マニアが検討会の中心メンバーであったので、必ずしも参考にならない。（あまり参考にしたくない）藤巻町自治会として進めたい【藤巻の森の「オアシスの森づくり】の内容は「藤巻のさと構想」による「人と緑が共生するまち・森」を目指すものであり、住民は説明を受ける立場というのではなく、より積極的に「住民・地区民が望む森像を示す」などの役割を果たすことが求められる。

行政から「制度の説明」を受けるのは当然としても、その森のありようは、行政から住民が説明

を受けるものではなく、住民が行政や一般市民に望むところを説明する立場であることを自覚しないかぎり、「オアシスの森づくり事業」は住民のためにならないことを銘記すべきである。もっとも、これらの住民意見をこの「オアシスの森づくり事業」に反映させるには、住民も相当の覚悟をもって相応の役割を受け持つ必要があるが、それらについては別途意見交換したい。

【補足事項】 総会第3議案 令和3年度活動基本方針 における借地対応区域 「オアシスの森づくり」事業に関する基本的立場と現状の進捗状況 執行部の把握している状況

借地対応区域の住環境改善への取り組み方針

この基本方針における自治会の借地対応区域の諸課題解決の当面（10年単位）の基本的姿勢は、（第3議案補足説明のなかで記述されているように）「オアシスの森づくり事業」を「藤巻の森」で早期に緑地事業課に、着手してもらい、それに協力しながら、そのなかでそれに絡める形で主として私道地権者の無理解（いわば権利濫用）によってますます悪化する住環境の代替的な対策（排水対策、遊歩道整備）ともなる「人と自然との共生」のモデルを立案・提案し、実現させていくことである。

そして現在のところかなり順調に進んでいるようにみられる。

すなわち

i 行政当局は令和2年末より、藤巻区域での「オアシスの森づくり事業」のための借地手続き（樹林地主の意向調査および具体的な借地交渉）に入っている。

ii 令和3年秋ごろまでには、借地対象地の見通しがつき、現在の「公園事業中区域」「先行取得による公有地」も併せた事業範囲について行政当局の整理ができる見通しと聞いている。

iii その間、執行部は行政当局と非公式に接触し、状況確認しながら意見交換を重ねるが、見通しがついた段階で行政関係部局やアドバイザーその他協力をいただく専門家等の関係者にも加わっていただいて自治会主催の勉強会を開催する。

そのなかで藤巻の考えを説明し理解を得る。

同時にオアシスの森づくり検討会に藤巻町の主張が反映されるようにメンバー選定その他についても働きかけをする。

この勉強会については、令和3年12月または令和4年1月ごろの開催（数回必要かも）を念頭において進めている。

iv それらの結果に基づき「藤巻の森」に関するオアシスの森事業の方向性・検討会の構成メンバー等が見えてきた段階で、あらためて行政による説明会をお願いする。

○ 意見 【オアシスの森検討会のメンバーに14組・15組の代表者を入れてもらいたい】
その方向で行政と話し合う予定。

○ 意見 【白龍神社の移転問題
その他 白龍神社の宗教性に絡み自治会との関連断ち切りを求める意見】

基本的にはこの白龍神社ご神体とされるものは、宗教的なものではなく、昭和5年ごろ、現東山総合公園の上池より植田山一帯の開発を進めるにあたっての行事に使用された記念碑的な歴史遺産であり、藤巻町では、毎年秋「藤巻のさと発祥」の記念行事を行っているとして整理することにして、オアシス事業のなかで、市有地の公園敷地（現在の遊歩道区域が好ましい）に移設する方向で市と交渉していきたいと考えている。とりあえず行政に打診を始めた段階である。

○ 意見 【貴重な植物の伐採に対する憂慮】
【法人化に対する慎重な取り組みを求める】
【まちづくり基金の寄付金0？ 「まちづくり基金使用の有効性」に関する疑問】
【消火栓の設置に関する提案】 等

皆様の考えに十分配慮してさまざまな状況を考えながら組長会等で相談したい。